

第18号議案

中間市人権センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市人権センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中間市人権センター設置及び管理に関する条例（平成15年中間市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表研修室の項中「520円」を「680円」に改め、同表会議室の項中「260円」を「400円」に改め、同表教養文化室の項中「260円」を「390円」に改め、同表調理室の項中「360円」を「480円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

中間市人権センター設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
区分 \ 室名	室料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考		区分 \ 室名	室料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	備考	
			面積	収容人数				面積	収容人数
研修室	<u>680円</u>	620円	81平方メートル	約50人	研修室	<u>520円</u>	620円	81平方メートル	約50人
会議室	<u>400円</u>	420円	17平方メートル	約15人	会議室	<u>260円</u>	420円	17平方メートル	約15人
教養文化室	<u>390円</u>	420円	14平方メートル	約10人	教養文化室	<u>260円</u>	420円	14平方メートル	約10人
調理室	<u>480円</u>	420円	30平方メートル	約15人	調理室	<u>360円</u>	420円	30平方メートル	約15人